

貨物自動車運送事業の法令試験の結果について

標記について、下記のとおり報告します。

1. 実施年月日：令和2年6月3日（水）13：40～14：30
2. 場所：北海道運輸局（札幌庁舎）6階会議室  
北海道運輸局函館運輸支局会議室  
北海道運輸局旭川運輸支局会議室  
北海道運輸局室蘭運輸支局会議室  
北海道運輸局帯広運輸支局会議室  
北海道運輸局北見運輸支局会議室
3. 受験者数：17者  
（申請種別）一般新規15者、譲渡譲受等2者
4. 合格者数：13者  
（申請種別）一般新規12者、譲渡譲受等1者
5. 不合格者数：4者（1名は欠席（新規申請））  
（申請種別）一般新規3者、譲渡譲受等1者
6. 合格率：76.5%
7. その他
  - ・最高得点は30点、最低得点は22点
  - ・平均得点は26.9点（欠席者分は除く）

一般貨物自動車運送事業の経営許可等の申請に係る法令試験問題

受験番号

申請者名（法人名）

受験者の氏名

(注意事項)

1. 事業者とあるのは、一般貨物自動車運送事業者を指します。
2. 設問の文中には、一部省略しているものもあります。

I. 次の問題1から20の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題1（輸送の安全）

事業者は、事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題2（貨物の積載方法）

事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載しなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題3（従業員に対する指導及び監督）

事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題4（臨時の報告）

事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。（貨物自動車運送事業報告規則）

( )

問題5 (一般貨物自動車運送事業の許可)

一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(貨物自動車運送事業法)

( )

問題6 (運行管理者等の選任)

事業者は、公安委員会が行う講習又は事業者自らが運行管理に関する教育を行うことにより、従業員のうちから運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任することができる。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( )

問題7 (事故の報告)

事業者は、その事業用自動車事故を引き起こしたときは、たとえ軽微な事故であっても、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。(貨物自動車運送事業法)

( )

問題8 (事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。(貨物自動車運送事業法)

( )

問題9 (総則)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

( )

問題10（解雇の予告）

事業者（使用者（※））は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない事業者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りではない。

（※使用者とは、労働基準法第10条でいう使用者（事業主等）をいう。）（労働基準法）

（ ）

問題11（点検等のための施設）

事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の給油施設を設けなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題12（過労運転の防止）

事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備しなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題13（過積載の防止）

事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題14（名義の利用等の禁止）

事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。ただし、特定貨物自動車運送事業のため利用させることはできる。（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題15 (運送約款)

事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。(貨物自動車運送事業法)

( )

問題16 (点呼等)

事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対する点呼において、早朝時間帯の運行管理者(補助者)の出勤時間前等都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( )

問題17 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。(貨物自動車運送事業法)

( )

問題18 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業をいう。(貨物自動車運送事業法)

( )

問題19 (事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、役員の変更を命ずることができる。(貨物自動車運送事業法)

( )

問題20 (整備管理者)

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。(道路運送車両法)

( )

Ⅱ．次の問題21から30の文章の指示に従って、設問に答えなさい。

問題21（交通事故の場合の措置）

交通事故があった場合、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員が直ちに講じなければならない措置として規定されているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（道路交通法）

- ア．運行管理者へ報告し、指示を仰ぐこと。
- イ．負傷者を救護し、道路における危険を防止すること。
- ウ．積載物の損傷の程度を調べ、荷主へ報告すること。

（ ）

問題22（定義）

事業者は、自動車事故報告規則で定める事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他自動車事故報告規則に定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、届け出なければならない事故として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（自動車事故報告規則）

- ア．10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- イ．5人以上の負傷者を生じたもの
- ウ．運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの

（ ）

問題23（事故の記録）

事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならないが、記録しなければならない事項として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

- ア．事故の発生日時
- イ．荷主の氏名
- ウ．事故の発生場所

（ ）

問題24（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等について誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）

- ア．拘束時間は、原則1ヶ月につき293時間、1日につき13時間を超えないものとする。
- イ．運転時間は、2日を平均し1日当たり8時間、2週間を平均し1週間当たり40時間を超えないものとする。
- ウ．連続運転時間は、4時間を超えないものとする。

（ ）

問題25（事業計画の変更の届出）

事業用自動車に関する国土交通省令で定める、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない事業計画の変更として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法施行規則）

- ア．各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更
- イ．自動車車庫の位置及び収容能力
- ウ．各営業所に配置する運行車の数の変更

（ ）

問題26（運行管理者の業務）

運行管理者の業務について正しいものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

- ア．定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- イ．事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくこと。
- ウ．定期点検整備の実施計画を定めること。

（ ）

問題27 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、道路運送法に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならないとされている。この法に掲げる場合として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、( )内に記入しなさい。(道路運送法)

- ア. 事業用自動車が故障のため不足しているとき
- イ. 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定したとき
- ウ. 災害のため緊急を要するとき

( )

問題28 (運送約款の記載事項)

運送約款に記載しなければならない事項として正しいものを、次のア～ウの中から1つ選び、( )内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則)

- ア. 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項
- イ. 主たる事務所の名称及び位置
- ウ. 訴訟手続きに関する事項

( )

問題29 (運賃及び料金等の掲示)

事業者が、主たる事務所その他の営業所に掲示しなければならないものとして法律で定められているものを、次のア～ウの中から1つ選び、( )内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法)

- ア. 貨物自動車運送事業許可書
- イ. 営業区域
- ウ. 運送約款

( )



問題30（運行管理者の資格要件）

運行管理者の資格要件として正しいものを、次のア～ウの中から1つ選び、  
（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業輸送安全規則）

- ア． 事業用自動車の運行の管理に関し1年以上の実務の経験を有し、地方運輸局長の行う講習を修了したもの。
- イ． 事業用自動車の運転に関し3年以上の乗務の経験を有するもの。
- ウ． 国土交通大臣の行う運行管理者試験に合格し、運行管理者資格者証の交付を受けているもの。

（        ）

一般貨物自動車運送事業の経営許可等の申請に係る法令試験問題

受験番号

申請者名（法人名）

受験者の氏名

(注意事項)

1. 事業者とあるのは、一般貨物自動車運送事業者を指します。
2. 設問の文中には、一部省略しているものもあります。

I. 次の問題1から20の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題1（輸送の安全）

事業者は、事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。（貨物自動車運送事業法第17条第1項）

（ ○ ）

問題2（貨物の積載方法）

事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載しなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条）

（ ○ ）

問題3（従業員に対する指導及び監督）

事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）

（ ○ ）

問題4（臨時の報告）

事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。（貨物自動車運送事業報告規則第3条第1項）

( ○ )

問題5 (一般貨物自動車運送事業の許可)

一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(貨物自動車運送事業法第3条)

( ○ )

問題6 (運行管理者等の選任)

事業者は、公安委員会が行う講習又は事業者自らが運行管理に関する教育を行うことにより、従業員のうちから運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任することができる。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)

(正) 運行管理者資格者証を有する者、又は、運行の管理に関する講習であつて国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、補助者を選任することができる。

( × )

問題7 (事故の報告)

事業者は、その事業用自動車事故を引き起こしたときは、たとえ軽微な事故であっても、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。(貨物自動車運送事業法第24条)

(正) 事業用自動車転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、届け出なければならない。

( × )

問題8 (事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けは、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。(貨物自動車運送事業法第30条第1項)

( ○ )

問題9 (総則)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第6項)

( ○ )

問題10 (解雇の予告)

事業者(使用者(※))は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない事業者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りではない。

(※使用者とは、労働基準法第10条でいう使用者(事業主等)をいう。)(労働基準法第20条第1項)

( ○ )

問題11 (点検等のための施設)

事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の給油施設を設けなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)

(正)給油施設ではなく、点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

( × )

問題12 (過労運転の防止)

事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備しなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第3項)

( ○ )

問題13 (過積載の防止)

事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第4条)

( ○ )

問題14 (名義の利用等の禁止)

事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。ただし、特定貨物自動車運送事業のため利用させることはできる。(貨物自動車運送事業法第27条第1項)

(正)特定貨物自動車運送事業のためであっても利用させてはならない。

( × )

問題15 (運送約款)

事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。(貨物自動車運送事業法第10条第1項)

(正) 届け出ではなく、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

( × )

問題16 (点呼等)

事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対する点呼において、早朝時間帯の運行管理者(補助者)の出勤時間前等都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項)

(正) 電話その他の方法により点呼を行うことができるのは、運行上やむを得ない場合である。

( × )

問題17 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。(貨物自動車運送事業法第25条第3項)

( ○ )

問題18 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業をいう。(貨物自動車運送事業法第2条第1項)

(正) これらに加え「貨物軽自動車運送事業」も含まれる。

( × )

問題19 (事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、役員の変更を命ずることができる。(貨物自動車運送事業法第26条)

(正) 役員の変更は規定されていない。

( × )

問題20 (整備管理者)

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。(道路運送車両法第50条第1項)

( ○ )

Ⅱ．次の問題21から30の文章の指示に従って、設問に答えなさい。

問題21（交通事故の場合の措置）

交通事故があった場合、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員が直ちに講じなければならない措置として規定されているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（道路交通法第72条第1項）

- ア．運行管理者へ報告し、指示を仰ぐこと。
- イ．負傷者を救護し、道路における危険を防止すること。
- ウ．積載物の損傷の程度を調べ、荷主へ報告すること。

（ イ ）

問題22（定義）

事業者は、自動車事故報告規則で定める事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他自動車事故報告規則に定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、届け出なければならない事故として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（自動車事故報告規則第2条）

- ア．10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- イ．5人以上の負傷者を生じたもの
- ウ．運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの

（正）イ．10人以上の負傷者を生じたものは、届け出なければならない。

（ イ ）

問題23（事故の記録）

事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならないが、記録しなければならない事項として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2）

- ア．事故の発生日時
- イ．荷主の氏名
- ウ．事故の発生場所

（ イ ）

問題24（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等について誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項）

- ア. 拘束時間は、原則1ヶ月につき293時間、1日につき13時間を超えないものとする。
- イ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり8時間、2週間を平均し1週間当たり40時間を超えないものとする。
- ウ. 連続運転時間は、4時間を超えないものとする。

(正) イ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

( イ )

問題25（事業計画の変更の届出）

事業用自動車に関する国土交通省令で定める、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない事業計画の変更として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項）

- ア. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更
- イ. 自動車車庫の位置及び収容能力
- ウ. 各営業所に配置する運行車の数の変更

( イ )

問題26（運行管理者の業務）

運行管理者の業務について正しいものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条第1項）

- ア. 定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- イ. 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくこと。
- ウ. 定期点検整備の実施計画を定めること。

(正) イ. とウ. は、貨物自動車運送事業者が行う。

( ア )

問題27（有償運送）

自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。）は、道路運送法に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならないとされている。この法に掲げる場合として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（道路運送法第78条）

- ア．事業用自動車が故障のため不足しているとき
- イ．公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定したとき
- ウ．災害のため緊急を要するとき

（ ア ）

問題28（運送約款の記載事項）

運送約款に記載しなければならない事項として正しいものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法施行規則第11条）

- ア．運賃及び料金の収受又は払戻しに関する事項
- イ．主たる事務所の名称及び位置
- ウ．訴訟手続きに関する事項

（ ア ）

問題29（運賃及び料金等の掲示）

事業者が、主たる事務所その他の営業所に掲示しなければならないものとして法律で定められているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法第11条）

- ア．貨物自動車運送事業許可書
- イ．営業区域
- ウ．運送約款

（ ウ ）



問題30（運行管理者の資格要件）

運行管理者の資格要件として正しいものを、次のア～ウの中から1つ選び、  
（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法第19条第1項、貨物自動車  
運送事業輸送安全規則第24条第1項）

- ア． 事業用自動車の運行の管理に関し1年以上の実務の経験を有し、地方運輸局長の行う講習を修了したもの。
- イ． 事業用自動車の運転に関し3年以上の乗務の経験を有するもの。
- ウ． 国土交通大臣の行う運行管理者試験に合格し、運行管理者資格者証の交付を受けているもの。

（ ウ ）